資料2

議題２　学校施設の目的外使用で体育館空調設備を使用する場合の使用料等について（一宮市提出）

市名	回答	
	（1）空調（スポットクーラーを除く。）を設置している体育館の場合、目的外使用での空調利用の可否	「利用可」の場合 使用料の額・積算根拠・支払い方法
名古屋市	利用可	体育館の使用料が発生する場合かつ空調の利用申請があった場合のみ、体育館使用料に1時間あたり８００円を上乗せして請求する。 精算根拠：空調利用時のガス及び電気の使用量と従量単価から1時間あたりの料金を算出。 支払い方法：納入通知書にて銀行での窓口払い。
豊橋市	未設置	
岡崎市	未設置	
一宮市	未設置	
瀬戸市	未設置	
半田市	利用可	金額：１，３６０円／時 根拠：半田市使用料条例 支払方法：申請に基づき利用者へ納入通知書を送付し、利用者は金融機関にて支払う。（令和７年８月以降はオンライン決裁も導入）
春日井市	未設置	
豊川市	未設置	
津島市	未設置	
碧南市	未設置	
刈谷市	利用可	【使用料の額・積算根拠】 市内同規模の施設（北部生涯学習センター体育室）の空調料金積算根拠をもとに小学校及び中学校の空調料金を算出しています。 〇北部生涯学習センター ・年間運転時間93時間（7～9月） ・エネルギーコスト：199,525円 ガス（90,666円）+電力（108,859円） ＜試算＞ ・1時間あたり：2,145円 ・3時間単位：6,400円 ・1㎡あたりの時間単価：3.05 〇小学校体育館 小学校体育館は、北部生涯学習センター体育室と同規模の施設であることから1時間2,200円とし、30分につき半面550円としています。 ※（令和７年10月１日から）30分につき半面710円に改定 〇中学校体育館 小学校との面積対比973㎡÷699㎡＝1.3（小数点第2位切り捨て）　中学校体育館は小学校体育館の面積（舞台無し）の約1.3倍となるため、全面利用30分1,100円×1.3＝1,430円、30分につき半面1,430円÷2＝710円（10円未満切り捨て）としています。 ※（令和７年10月１日から）30分につき半面920円に改定 【支払い方法】 団体代表者に利用月の翌月に納付書を郵送 金融機関またはウィングアリーナ刈谷の窓口で支払いをしていただいております。
豊田市	利用可	【使用料の額】200円／時間 【積算根拠】 光熱水費：年間約1.56億円（照明1600万円＋空調1.4億円）…① 物品購入費：200万円…② 開放時間：2567時間…③ 開放施設数：127施設…④ （①＋②）÷③÷④＝485円 市公共施設の使用料算定基準により、受益者負担割合は50% →485円×0.5＝242.5円≒200円 ※別途空調のみにかかる使用料金を設定しておらず、維持管理費（光熱水費、修繕費等）すべてにかかる金額で計算しています。 【支払い方法】納付券による支払い
安城市	未設置	
西尾市	未設置	

議題２　学校施設の目的外使用で体育館空調設備を使用する場合の使用料等について（一宮市提出）

<table>
<tr><th rowspan="3">市名</th><th colspan="2">回答</th></tr>
<tr><th>（1）空調（スポットクーラーを除く。）を設置している体育館の場合、目的外使用での空調利用の可否</th><th>「利用可」の場合</th></tr>
<tr><th>使用料の額・積算根拠・支払い方法</th></tr>
<tr><td>蒲　郡　市</td><td>利用可</td><td>学校体育施設開放事業に限り料金設定あり。

金額：2,000円／区分　※区分は午前・午後・夜間
積算根拠：1時間当たりの運転コスト×2.5時間分≒2,000円
※運転コストは電気、LPガスの従量分のみで算出し、基本使用料、機器関連費用等は含まない。利用可能時間は、午前（3時間）、午後（4時間）、夜間（3時間）であるが、活動時間を考慮し空調の利用時間を1回あたり2.5時間と想定する

支払方法：利用者は事前に空調設備利用券を購入し、使用後に実績報告書</td></tr>
<tr><td>犬　山　市</td><td>未設置</td><td></td></tr>
<tr><td>常　滑　市</td><td>利用可</td><td>使用料は１時間当り1,400円で、各学校のイニシャルコストとランニングコストを計算し、市内一率とするために平均した価格としました。
支払い方法は、納付書による入金です。</td></tr>
<tr><td>江　南　市</td><td>利用可</td><td>今年度、全小中学校の体育館に空調を整備予定で、令和8年度の使用実績を踏まえて、使用料等を設定していきます。</td></tr>
<tr><td>小　牧　市</td><td>未設置</td><td></td></tr>
<tr><td>稲　沢　市</td><td>利用可</td><td>目的外使用のうち、使用料を徴収しているのは学校開放（スポーツ利用）のみで、選挙や防災訓練などでの利用については使用料を徴収していません。
・学校開放(スポーツ利用)における中学校体育館空調設備使用料
　１時間あたり1,500円
【積算根拠】
7㎥/ｈ(消費量)×272円/㎥(LGB単価)＝1,904円/ｈ
500円単位端数切捨て　1,500円/ｈ（1時間あたり）
【支払い方法】
後日清算払い(１カ月単位)現金のみ</td></tr>
<tr><td>新　城　市</td><td>未設置</td><td></td></tr>
<tr><td>東　海　市</td><td>利用可</td><td>体育館空調は１時間660円（半分使用の時は、330円）
支払方法は納付書払い
積算方法については空調設置工事の費用や光熱水費等の維持管理費、年間利用可能日数等を積算基礎として料金設定しています。</td></tr>
<tr><td>大　府　市</td><td>利用可</td><td>↓のとおり。（左が小学校、右が中学校）
根拠については、「実費費用－最初の１時間分の実費」です。
最初の１時間は効きが悪いことから、差し引いています。
<table><tr><td>空気調和設備</td><td>大府小学校</td><td>午前</td><td>4,130円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>午後</td><td>6,200円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>夜間</td><td>4,130円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>昼間</td><td>14,460円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>全日</td><td>22,730円</td></tr><tr><td></td><td>上記以外の小学校</td><td>午前</td><td>3,090円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>午後</td><td>4,640円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>夜間</td><td>3,090円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>昼間</td><td>10,830円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>全日</td><td>17,020円</td></tr></table><table><tr><td>空気調和設備</td><td>午前</td><td>2,070円</td></tr><tr><td></td><td>午後</td><td>3,110円</td></tr><tr><td></td><td>夜間</td><td>1,030円</td></tr><tr><td></td><td>昼間</td><td>7,270円</td></tr><tr><td></td><td>全日</td><td>11,420円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>知　多　市</td><td>未設置</td><td></td></tr>
<tr><td>知　立　市</td><td>未設置</td><td></td></tr>
<tr><td>尾張旭市</td><td>未設置</td><td></td></tr>
<tr><td>高　浜　市</td><td>利用可</td><td>【使用料】2,000円/時間
【積算根拠】高浜市使用料及び手数料条例
【支払い方法】：窓口現金支払い、納付書払い</td></tr>
<tr><td>岩　倉　市</td><td>未設置</td><td></td></tr>
<tr><td>豊　明　市</td><td>利用可</td><td>●小学校の体育館のみ令和７年度に順次設置
●使用料　2時間あたり1,000円（全面）半面利用は500円
●積算根拠　4.2w（消費電力）×20.9円（電力単価）×1時間×6台＝526円　≒　500円（1時間あたり）
●支払方法　利用当日の前までに体育館に支払う</td></tr>
<tr><td>日　進　市</td><td>未設置</td><td></td></tr>
<tr><td>田　原　市</td><td>利用可</td><td>使用料の額：650円／1h、積算根拠：市総合体育館の空調使用料（1,300円／１h）を基準に算出、支払方法：申込時に受付で支払い</td></tr>
</table>

議題２　学校施設の目的外使用で体育館空調設備を使用する場合の使用料等について（一宮市提出）

市名	回答	
	（1）空調（スポットクーラーを除く。）を設置している体育館の場合、目的外使用での空調利用の可否	「利用可」の場合 使用料の額・積算根拠・支払い方法
愛　西　市	利用可	EHP（電気）：【使用料】１時間あたり７００円 【積算根拠】消費電力×電力単価 【支払い方法】学校開放の使用申請時に支払い GHP（ガス）：【使用料】１時間あたり４，８８０円 【積算根拠】ガス使用量×ガス単価+消費電力×電力単価 【支払い方法】学校開放の使用申請時に支払い
清　須　市	利用可	清須市立学校施設開放条例 ・使用する施設の使用料に、冷暖房設備利用の場合は時間区分により定められた額を加算。 ・現金、オンライン決済、クレジットカードによる支払いが可能。
北名古屋市	利用可	○使用料：１時間　1,300円 ○積算根拠：「公共施設の使用料適正化計画」に基づき、冷暖房設備設置費用、保守費用、光熱水費（ガス、電気）を元に算出しており、算出式は下記のとおり。 （積算式） 1校当たりの冷暖房設備設置費用÷耐用年数÷年間予想運転時間×受益者負担割合・・・① （冷暖房設備年間費用＋年間ガス料金＋年間電気料金）÷年間予想運転時間×受益者負担割合・・・② ①＋②≒冷暖房設備使用料／１時間 ○支払方法：窓口にて現金で支払い
弥　富　市	未設置	
みよし市	利用可	使用料の額：実費として市長が定める金額 小学校1,900円/時間、中学校2,500円/時間 ※令和７年度より利用者の熱中症対策として、７月１日から９月３０日までの期間について使用料を２分の１とする。 積算根拠：みよし市立学校施設の利用に関する条例に定める冷暖房設備使用料の金額を準用 （空調設備を稼働したときに必要となる１時間あたりのガス使用量に直近３か月のガス料金の平均単価を乗じて算定し定めた金額であるため、実費相当と判断）
あ　ま　市	未設置	
長久手市	未設置	